

船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(名称)

第 1 条 この会は、船橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を船橋市建設局道路部道路計画課内に置く。

(目的)

第 3 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。）及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、旅客の利便の増進を図り地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項、まちづくりとの連携に関する事項、その他面的な公共交通ネットワークの再構築に関する事項を協議することを目的とする。

(担当事務)

第 4 条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 船橋市地域公共交通計画及び関連計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 船橋市地域公共交通計画及び関連計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 公共交通不便地域解消事業に係る協議及び連絡調整に関すること。ただし、同事業の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃に関する事項は運賃協議分科会にて協議を行う。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項。
- (5) 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の助成金の活用等に関すること。
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 5 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 前項に定める者のほか、参考意見を聴取するためオブザーバーを置くことができる。

(会長)

第 6 条 会長は、別表に掲げる委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第 7 条 副会長は、別表に掲げる委員のうちから会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第 8 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員などの事由により新たに委員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 9 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事案とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 4 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外のものに対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会の運営)

第11条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置し、その結果を会長に報告する。ただし、運賃協議分科会については、あらかじめ協議会の承認を得てから開催するものとする。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、船橋市建設局道路部道路計画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の運営に要する経費は、船橋市の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を2人置く。

- 2 協議会の出納の監査は、会長が指名する第5条の委員がこれを行う。

- 3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬)

第16条 第5条に定める委員及びオブザーバーの報酬は、無報酬とする。

(災害補償)

第17条 委員及びオブザーバーの職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例33号）の規定に準じて補償する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月24日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

- 2 第8条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(会議招集の特例措置)

- 3 第9条第1項の規定にかかわらず、第1回協議会は船橋市が招集する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委員	
船橋市	船橋市 副市長
	船橋市 建設局長
	船橋市 企画財政部
	船橋市 福祉サービス部
	船橋市 経済部
	船橋市 都市計画部
	船橋市 道路部（道路管理者）
公共交通事業者 （バス事業関係者）	一般社団法人千葉県バス協会
	京成バス株式会社
	船橋新京成バス株式会社
	ちばレインボーバス株式会社
	京成バスシステム株式会社
公共交通事業者 （タクシー事業関係者）	一般社団法人千葉県タクシー協会 京葉支部
	船橋タクシー有限会社
	有限会社丸十タクシー
	有限会社サントタクシー
	京成タクシー船橋株式会社
公共交通事業者 （鉄道事業関係者）	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社
	京成電鉄株式会社
	新京成電鉄株式会社
	東武鉄道株式会社
	東葉高速鉄道株式会社
市民代表	東部地区代表
	西部地区代表
	南部地区代表
	北部地区代表
	中央地区代表
学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科
国土交通省	関東運輸局千葉運輸支局（企画調整）
	関東運輸局千葉運輸支局（輸送監査）
千葉県	千葉県総合企画部交通計画課
	千葉県葛南土木事務所（道路管理者）
交通管理者	船橋警察署交通課
	船橋東警察署交通課
運転者が組織する団体	京成バス労働組合
	新京成バス労働組合
事務局	
	船橋市建設局道路部道路計画課